

抗微生物薬適正使用の手引き 第4版について

抗微生物薬適正使用の手引き改訂に係る審議会の実施状況

● 令和6年10月16日：薬剤耐性（AMR）に関する小委員会

（事務局案）作業部会において、以下が承認された。

- ・抗微生物薬適正使用の手引きに歯科診療に関わる医療従事者を対象とした「歯科編」を追加すること
- ・第3版 [本体（外来編、入院編）・別冊・補遺] の内容整理および更新を行い、第4版とすること

● 令和6年11月19日：第6回抗微生物薬適正使用（AMS）等に関する作業部会

（事務局案）作業部会において、以下が承認された。

- ・医科編：構成の整理、全体的な内容の整理、等
- ・歯科編：術後の予防投与および歯性感染症の治療に関する歯科領域感染症、ペニシリンアレルギーおよび副作用の相違点、流通状況を考慮した治療薬の選定、等

● 令和7年5月26日：第7回抗微生物薬適正使用（AMS）等に関する作業部会（持ち回り審議）

- ・抗微生物薬適正使用の手引き第4版（案）について、歯科編の審議

● 令和7年6月24日：第8回抗微生物薬適正使用（AMS）等に関する作業部会

- ・抗微生物薬適正使用の手引き第4版（案）の一次原稿の審議

● 令和7年9月19日：第9回抗微生物薬適正使用（AMS）等に関する作業部会（持ち回り審議）

- ・抗微生物薬適正使用の手引き第4版（案）の二次原稿の審議

概要

- 構成の整理：**外来編・入院編・薬剤耐性菌感染症の抗菌薬適正使用編**とした。
- 全体的な内容整理：新規項目の追加（以下）、及び既存の項目について時点更新を行った。
- 「患者・家族への説明」の例示については、柔軟な対応ができるよう、手引き本体からは削除し、当課HP（AMR対策について）や AMR 臨床リファレンスセンターの HP 上へ掲載する（検討中）。

【外来編】

- ・ 手引きの「主な対象者」（スライド5：参考）の表を作成した。
- ・ 「抗菌薬の AWaRe 分類とは」、「在宅における抗微生物薬適正使用について」、「皮膚軟部組織感染症」を新規項目として追加した。また「COVID-19」の項を追加し、細菌性肺炎が疑われないCOVID-19（軽症・中等症）症例における抗菌薬の不必要使用に関して記載した。

【薬剤耐性菌感染症の抗菌薬適正使用編】

- ・ 薬剤耐性菌感染症の治療について時点更新
- ・ 診断・治療のフローチャートを作成した（ESBL* や AmpC β -ラクタマーゼ産生腸内細菌目細菌、カルバペネム耐性緑膿菌、*Acinetobacter baumannii* complex 等）（スライド6：参考）。

* ESBL：基質特異性拡張型 β -ラクタマーゼ

第8回作業部会でのご意見と修正点

第8回作業部会でのご意見

修正点

用語集の【抗菌薬名】【一般名】を【一般名（慣用名）】【商品名】とすることとしてはどうか。



医科編と同様、【一般名（慣用名）】【主な商品名】とした。

「本手引きの主な対象者」の表にある「薬局勤務薬剤師」の記載について、歯科編を「●」としてはどうか。また、歯科衛生士を表へ追加してはどうか。



「本手引きの主な対象者」における「薬局勤務薬剤師」の記載はそのまま「○」とした。
「病院又は診療所勤務歯科衛生士」を追加した。

手引きの記載が「本手引きの主な対象者を歯科診療所に従事する歯科医師」となっており、病院勤務の歯科医師が含まれていないため対象者に追加してはどうか。



「手引きの主な対象者」の記載について、病院勤務の歯科医師を含む「抗菌薬の処方を行う歯科医師」とした。

第9回作業部会における事務局からの提案事項

- 臨床現場への手引きの普及啓発媒体として、抗微生物薬適正使用の手引き第四版歯科編の要約版（資料2-6）を作成してはどうか。

⇒ 委員より承認いただいた。

【参考】手引きの主な対象者

第9回抗微生物薬適正使用（AMS）等に関する作業部会

資料1
（一部改）

2025(令和7)年9月19日

対象医療従事者	医科・外来編			医科・入院編	薬剤耐性菌感染症の 抗菌薬適正使用編	歯科編
	はじめに ・総論	一般外来に おける 成人・学童期 以降の小児編	一般外来に おける 乳幼児編			
感染症診療・感染対策（AST、ICT）に従事する 病院勤務医師	●	●	●	●	●	○
上記以外の病院勤務医師	●	●	●	●	○	
診療所勤務医師	●	●	●			
感染症診療・感染対策（AST、ICT）に従事する 看護師	●	○	○	●	○	○
上記以外の病院勤務看護師	●	○	○	○		
診療所勤務看護師	●	●	●			
感染症診療・感染対策（AST、ICT）に従事する 薬剤師	●	●	●	●	●	○
上記以外の病院勤務薬剤師	●	○	○	●		○
薬局勤務薬剤師	●	●	●			●
感染症診療・感染対策（AST、ICT）及び 微生物学的検査に従事する 臨床検査技師	●	○	○	●	●	
上記以外の臨床検査技師	●					
病院勤務歯科医師				○	○	●
診療所勤務歯科医師						●
病院又は診療所勤務歯科衛生士						○

●：知っておくべき内容、○：知っておくことが望ましい内容

【参考】診断・治療のフローチャートの例

■ 基質特異性拡張型 β -ラクタマーゼ産生腸内細菌目細菌 > 治療方針 (P. 9 ~)

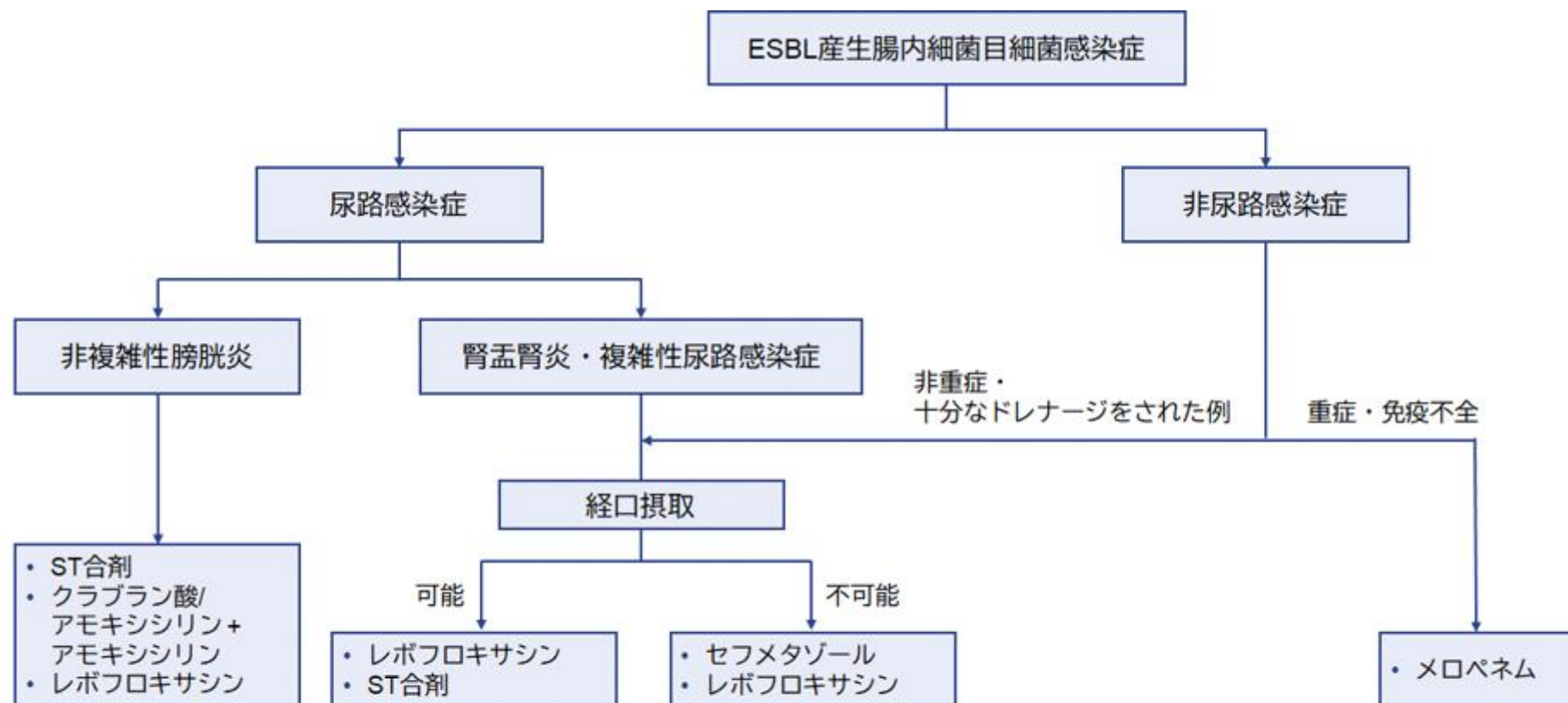


図 1. ESBL 産生腸内細菌目細菌感染症治療のフローチャート

※本図は原則的に薬剤感受性検査結果が判明し、図中に記載されている薬剤に対して「感性」が確認されていることを前提としている。